契約変更理由書

神戸市

工　　事　　名	魚崎・住吉地区雨水幹線改修工事

＜契約変更後の工事概要＞

・管渠管路施設修繕工　一式

・付帯工　一式

・仮設工　一式

＜設計変更の理由＞

本工事は、魚崎・住吉地区の雨水幹線における面的改修工事を行うものであり、下記の理由により変更が生じる。

① 現地調査の結果、補修が必要な箇所が当初設計より多くなったため、断面修復工（左官工法）が増額となる。

② 断面修復工（左官工法）を予定していた箇所のうち、以下の理由で劣化部除去（斫り作業）を行わず施工可能な内面補修工（PFL 工法）に変更する必要が生じたため、増工となる。

・路線 39 及び路線 40 において、管渠高さが 600～650 ㎜と狭小であることが判明し、作業員が管渠内で断面修復作業を行えない。

・路線 41 において、管渠上部（車道）からの土被りが 50 ㎜、床版厚み 190 ㎜程度であり、車道への影響を抑制し、床版部の劣化部除去（斫り作業）するのが困難である。

・路線 1 において、潮位上昇による管渠への海水浸入の影響により、作業可能な時間帯での断面修復作業ができない。